補正額

57.000

千円

健康福祉部 福祉課

暖房費緊急支援事業(福祉灯油)

補正額 57,000千円

●概 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、家庭で過ごす時間が増加する中、急激 利望コロノフィルへ巡索症の影響が及ぶ通り、 ぶた えんこう がい こことから、な原油価格の高騰に伴い灯油、電気、ガス等の暖房費の負担が増していることから、

緊急かつ臨時的な対応として、低所得世帯に対し「暖房費緊急支援金」を支給するこ

とにより、暖房費負担への支援を行う。

令和4年1月1日現在岩見沢市に住民登録のある市民税非課税世帯で、次のいずれかに 支給対象 該当する者が在宅生活している世帯(施設入所や長期入院、生活保護受給者を除く)

①単身者で今年度中に満70歳以上に達する者(昭和27年3月31日以前に生まれた者)

②家族全員が今年度中に満70歳以上に達する者

③夫婦二人世帯でどちらか一方が今年度中に満70歳以上に達する者

④重度障がい者(身障手帳1・2級、療育手帳A、精神手帳1級)

⑤ひとり親世帯(児童扶養手当受給資格者)

支給額 一世帯 5,000円 (見込世帯:9,500世帯)

財 源 一般財源

積算内訳 (単位:千円)

項目		現在予算額	今回補正額	計	
給	付	金	0	47,500	47, 500
事	務	費	0	9,500	9,500
	計		0	57,000	57,000

支給の流れ(予定)

①令和4年1月4日

申請書・返信封筒等を発送

②令和4年1月~2月中旬

受付・審査

⇒順次振込(2月末完了)

健康福祉部 福祉課

子育て世帯への臨時特別給付金事業(先行給付金)

第9号

補正額 516,500千円

概 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育 て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別の給付 金を支給することにより、子育て世帯に対する支援を行う。

次のいずれかに該当する児童を養育する者で年収960万円未満の者 支給対象 (基準日:令和3年9月30日)

- ①令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ②平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童
- ③10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童手当(本則給付)の支給対象児童

児童手当(本則給付)受給世帯 ※基準日以降の新生児は要申請 弟や妹が児童手当(本則給付)受給者 16~18歳 (高校生) 上記以外

申請不要

申請必要

(該当者に通知送付)

支給額 児童1人当たり 50,000円 (見込世帯: 6,000世帯 見込人数:10,200人)

財 源 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金(国10/10)

● 積	算内訳				<u>(単位:千円)</u>
	項目		現在予算額	第9号補正額 (12/6議決)	計
給	付	金	0	510,000	510,000
事	務	費	0	6,500	6,500
	計		0	516,500	516, 500

支給時期(予定) 申請不要の方

> … 令和3年12月下旬支給 申請支給の方

… 令和4年1月以降順次支給



子育て世帯への臨時特別給付金事業(現金10万円一括給付に変更) 第11号 補正額 510,000千円

現金5万円(R3.12.6先議)とクーポン5万円相当額(予算未計上)で給付予定として 変更内容 いたが、国の方針転換に伴い、現金10万円の一括給付に変更。 児童手当受給世帯に対しては、年内の支給を予定(従来どおり)

区分	変更前	変更後				
児童手当(本則給付)受給者	対象児童1人当たり 現金5万円(12月中)	対象児童1人当たり 現 <u>金10万円</u>				
高校生等 (弟や妹が児童手当(本則給付)支給対象者)	+ クーポン5万円(3月頃)	(12月中)				
高校生等 (上記以外)	対象児童1人当たり 現金5万円(1月~) + クーポン5万円(3月頃)	対象児童1人当たり 現金 10万円 (1月~)				

支給額 児童1人当たり 50,000円 (見込世帯: 6,000世帯 見込人数:10,200人)

児童1人当たり 100,000円

財 源 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金(国10/10)

積算内訳 (単位:千円) 第9号補正額 第11号補正額 項目 計 (12/6議決) (12/17議決) 付 金 510,000 510,000 1,020,000 給 事 務 費 6,500 6,500 516, 500 510,000 1,026,500

支給時期(予定)

申請不要の方 ··· 令和3年12月27日支給

- 申請支給の方
- … 令和4年1月以降順次支給

令和3年12月 一般会計補正予算(第11号)の概要

補正額 1,833,300

市民環境部 市民連携室

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業

補正額

1,833,300千円

千円

● 概 要 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに 生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万 円を給付することにより支援する。

● 支給対象 ①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(対象期間:令和3年1月~令和4年9月)

● 支給額 一世帯 100,000円 〔見込世帯:18,000世帯(①15,000世帯 ②3,000世帯)〕

● 財 源 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金(国10/10)

● 積算内訳

(単位:千円)

項目		現在予算額	今回補正額	計	
給	付	金	0	1,800,000	1,800,000
事	務	費	0	33, 300	33, 300
	計		0	1, 833, 300	1,833,300

● 手続き

① 住民税非課税世帯

市から予め氏名、生年月日、口座情報等を印字した確認書付き通知を送付し、確認書を同封の返信用封筒により返送いただく(不備がなければ、返送後2週間程度で給付)。

② 家計急変世帯

対象者が市に申請(新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年度分住民税均等割が課されている 世帯員全員のそれぞれの年収見込額が市町村民税(均等割)非課税(相当)水準以下であることがわかる書 類が必要)

● スケジュール

<u> </u>									
月	12月 1月		2月			3月	4~9月		
項目	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	373	4 7 9 73
非課税	システ	ム構築・通	知準備	通知発送	確認書受	付			
						給付 (確認	忍書受付後 約	2週間で口座振込)	
家計急変	システ	ム構築・受	:付準備	申請受付	・事業周知]			
						給付 (申請	青書受付後 約	3週間で口座振込)	

※家計急変世帯の申請受付は令和4年9月末までのため繰越明許費を設定